

契 約 条 項（案）

- 1 契約の名称 令和 8 年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借
- 2 契約の内容 別紙仕様書に基づく、令和 8 年度和歌山県財務会計システムの構築委託・運用保守及び機器等の賃貸借
- 3 契約期間
 - (1) 契約期間 契約締結日から令和 1 5 年 9 月 3 0 日まで
 - (2) 構築業務の履行期限 契約締結日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで
 - (3) 運用保守及び賃貸借業務の履行期限 令和 1 0 年 1 0 月 1 日から令和 1 5 年 9 月 3 0 日まで

4 契約金額

総額		金〇〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税の額		金〇〇〇〇円)
内 訳	構築業務 委託料	金〇〇〇〇円
	(うち消費税及び地方消費税の額	金〇〇〇〇円)
	運用保守及び賃貸借業務 使用料及び賃借料	金〇〇〇〇円
	(うち消費税及び地方消費税の額	金〇〇〇〇円)
	支払単位	四半期ごと
	各四半期の支払額	金〇〇〇〇円
	(うち消費税及び地方消費税の額	金〇〇〇〇円)
	支払回数	2 0 回

- 5 契約保証金 (A) 金〇〇〇〇円
(B) 免除

(注) 場合に応じ、(A) 又は (B) を選択します。

上記について、和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、甲に対し、令和8年度和歌山県財務会計システム構築、運用保守及び機器等の賃貸借を行い、甲は、これに対する代金を支払う。

(実施業務)

第2条 この契約に基づき乙が提供する業務の条件及び内容は、この契約書及び仕様書に掲げるとおりとする。

2 この契約の内容の全部又は一部に変更の必要性が生じたときは、甲乙の合意に基づき、これを変更できるものとする。

(業務の実施場所及び機器等の設置場所)

第3条 業務の実施場所及び機器等の設置場所は、甲の指定する場所とする。

(検査)

第4条 乙は、構築業務について令和10年9月30日までに作業報告その他甲の定める文書を作成し、甲に提出の上、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、運用保守及び賃貸借業務について各月末に当該月の作業報告その他甲の定める文書を作成し、甲に提出の上、甲の検査を受けなければならない。

3 甲は、第1項及び前項の検査の結果不適当と認めたときは、乙に業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(契約代金の支払)

第5条 乙は、前条第1項の規定により、甲の検査に合格し、甲が当該業務を完了したと認めたときは、当該業務に相応する委託料相当額を請求することができる。

2 乙は、前条第2項の規定により、当該四半期(10月1日から12月31日まで、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで又は7月1日から9月30日までの各期間をいう。)に係る各月の業務について甲の検査に合格し、かつ、当該四半期が終了した後、甲が当該四半期に係る業務を完了したと認めたときは、当該業務に相応する当該四半期分の使用料及び賃借料相当額を請求することができる。

3 甲は、乙から第1項及び前項による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料又は使用料及び賃借料を支払うものとする。

4 甲の責めに帰す理由により前項の規定による支払いが遅れた場合は、乙は、甲に対して、当該未払額につきその遅延日数に応じ政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める率で計算した額を遅延利息として、甲に請求できるものとする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(従事者)

第6条 乙は、本契約の履行にかかる者として、仕様書に掲げる従事者をあらかじめ定め、書面をもって甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の従事者に変更があった場合には、直ちに書面をもって甲に通知するものとする。

3 甲は、乙の業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不適当と認められる者があるときは、乙に対しその交替その他必要な措置を求めることができる。

(権利義務譲渡等の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾を得ないでこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供することができない。

(再委託)

第8条 乙は、この契約の履行に係る業務の全部又は主要な部分を、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ、再委託する業務の内容、再委託先その他必要な事項を記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

(注文指図等)

第9条 甲は、乙の業務の実施状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の実施に関して乙に必要な注文指図をすることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲の注文指図が不適当であると認めたときは、その旨を申し出てその都度甲と協議するものとする。

(臨機の措置)

第10条 乙は、業務に関し、異常な事態が生じたとき又は災害防止等のため必要があるときは、臨機の措置をとり、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(成果品の帰属)

第11条 乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に基づく権利を含むすべての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、成果品に乙が既に著作権を保有しているもの（以下、「乙著作物」という。）が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

(所有者の表示)

第12条 乙は、機器等に自己の所有物である旨を表示するものとする。

(秘密の保護等)

第13条 乙は、業務の実施に伴い甲が提供した情報及び知り得た秘密をこの契約以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

3 第1項及び前項の規定は、第8条の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の守秘義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、別記2「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 第1項及び前項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

4 第1項、第2項及び前項の規定は、第8条の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(善管注意義務)

第15条 甲は、機器等の本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって機器等を使用し、及び保管し、並びに機器等の設置場所の良好な環境を保持するものとする。

(保険)

第16条 機器等にかかる賃貸借期間中の必要な保険については、乙が付保手続を行い、保険料は、乙の負担とする。

(事前協議)

第17条 甲が次の事項を行おうとするときは、事前に乙に協議するものとする。

(1) 機器等の一部を取り替え、若しくは改造し、又は物品に他の機械器具等を取り付けること。

(2) 機器等の設置場所を変更すること。

(立入権)

第18条 乙の従事者は、機器等の管理等のために機器等の設置場所に立ち入ることができる。この場合において、従業員は、必ず身分証明書を呈示しなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 正当な理由なく、乙が甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(4) 契約の履行上、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

(5) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(6) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

(A) ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

- をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 乙が、実施業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を実施業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (B) ア 役員等（乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 乙が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（注） 個人の場合は（A）を、法人の場合は（B）を選択します。

- 2 （A）前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。
- （B）前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、契約金額の総額の10パーセントに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

（注） 契約保証金がある場合は（A）、免除の場合は（B）を選択します。

- 3 乙は、第1項の規定により契約を解除されたときは、乙に損害が生じても、その賠償を甲に請求できないものとする。
- （損害賠償）
- 第20条 乙は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （契約完了後の取扱い）
- 第21条 乙は、契約期間の満了又は契約の解除により本契約が終了するときは、甲が指定する賃貸借に係る機器等を甲に無償譲渡することができる。この場合において、乙が譲渡しない機器等及び甲が指定しないその他の機器等については、乙は、速やかにこれらを撤去するものとする。撤去及び撤去後の取扱いに係る費用については乙の負担とし、別記3「記憶装置のデータ消去及び破壊細則」を遵守しなければならない。
- 2 乙は、前項の撤去までに、甲又は甲の指名する者に対して業務を引き継ぐものとする。
- （契約不適合責任）
- 第22条 第4条の検査完了後、納入物について仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正

等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。但し、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。

3 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

4 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第4条の検査完了後5年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から12ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、第4条の検査完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

6 第1項、第3項及び第4項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

（管轄裁判所）

第23条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（疑義の決定）

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、この証書2通を作成し、各当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県知事 宮 崎 泉

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事（以下「甲」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために

必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

第15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16 監査及び検査

1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式（第 1 4 の 4 関係）

個人情報の消去又は廃棄報告書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

（受託者・指定管理者）

（和歌山県知事から受託した〇〇〇〇業務）に関して、個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、個人情報取扱特記事項第 1 4 の 4 に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 消去又は廃棄を行った日時
2. 担当者名
3. 消去又は廃棄の内容

特定個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）に基づき、特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう特定個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、特定個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の届出

- 1 乙は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により和歌山県知事（以下「甲」という。）に報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、特定個人情報を取り扱う場所を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、取り扱う場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

- 1 乙は、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第6 守秘義務

- 1 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 特定個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する特定個人情報を保持している間は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 特定個人情報を取り扱う事務、特定個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 特定個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、特定個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において特定個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する特定個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された特定個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の特定個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

第14 特定個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を特定個人情報の消去又は廃棄申請書（別記第1号様式）により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、特定個人情報の消去又は廃棄報告書（別記第2号様式）により甲に対して報告しなければならない。

第15 定期報告及び緊急時報告

- 1 乙は、甲から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなけれ

ばならない。

第16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記第1号様式（第14の2関係）

特定個人情報の消去又は廃棄申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

（受託者・指定管理者）

（和歌山県知事から受託した〇〇〇〇業務）に関して、特定個人情報取扱特記事項第14の2に基づき、特定個人情報を消去又は廃棄することを申請します。

記

1. 消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目
2. 媒体名
3. 数量
4. 消去又は廃棄の方法
5. 処理予定日

記憶装置のデータ消去及び破壊細則

(趣旨)

第1 記憶装置のデータ消去及び破壊細則(以下「本細則」という。)は、「和歌山県情報処理規程」(昭和62年訓令第7号)第9条第2号に基づき、知事部局が管理するシステム及び端末(以下「情報システム」という。)のデータ消去及び破壊について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 本細則において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 全庁システムとは、情報システムのうち知事部局の全ての職員が利用するシステムのことをいう。
- (2) 記憶装置とは、情報システムが停止した後もデータの保存を継続する装置のことをいう。
- (3) 処理とは、情報システムの記憶装置上の対象データへのアクセスを不可能な状態にする行う行為をいう。

(処理対象)

第3 全庁システム及びマイナンバー利用事務系システムは、本細則に従い処理を行わなければならない。

なお、全庁システム及びマイナンバー利用事務系システムを除く情報システムのうち、所管する所属の長が処理することが必要と判断する情報システムは、本細則に則り処理するものとする。

ただし、次の各号の何れかに該当する場合は処理に代えることが出来るものとする。

- (1) 外部サービス利用基準に従い利用する外部サービスであって、サービス内で適切な処理を実施する場合
- (2) 政府機関等又は第三者機関が発行する証明書等によって処理が確実に実施されたと県が認めた場合

(処理場所)

第4 処理場所は、県組織の敷地内または委託事業者の敷地内とする。

(処理者)

第5 県職員、県から処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)又は受託者から処理を請け負った者(以下「請負者」という。)とする。

なお、第7条第1項のただし書きに該当する場合を除き、処理は立ち会いも含め2名以上で実施すること。

(記憶装置の処理手順)

第6 処理者は、障害等による交換を含め機器を撤去する前に、処理場所において、記憶装置上の情報を本細則で規定する方法で全て処理すること。

なお、破壊・除去を外部へ委託する場合は県組織の敷地内にて、別表(3)「機密性1に該当する情報を保存する記録媒体」における「消去」によりデータ抹消を実施し、委託事業者に引き渡すこと。

(立ち会い)

第7 受託者又は請負者が処理を行う場合は、原則として、県職員が立ち会うこととする。

ただし、予期し得えず開庁時間以外で処理を行わなければならない場合(以下「緊急処理」という。)、受託者又は請負者が次項で定める手続き(以下「代行手続き」という。)を実施することにより、県職員の立ち会いを要しないこととする。

2 代行手続きは、次のとおりとする。

- (1) 緊急処理の内容を記した報告書(別記第1号様式。以下「緊急処理報告書」という。)及び処理をしたと判る資料(写真、データ消去証明書等)を県に提出すること。
- (2) 緊急処理報告書は、処理した日の翌開庁日までに提出すること。

(処理の方法)

第8 処理にあたっては、別表に記載されている各分類ごとの方法にて、記憶装置の媒体ごとに適した方法で処理すること。

(仕様書)

第9 受託者並びに請負者に本細則で規定する事項を遵守させるため、契約書に本細則を含んで契約を締結すること。

なお、本細則の適用日より前に契約を取り交わしている情報システムについては、受託者並びに請負者に本細則を遵守するよう県から要請することとし、受託者並びに請負者が要請に応じない場合は本細則に則り県職員で処理するものとする。

附 則

1 この細則は令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この細則は令和2年8月5日から適用する。

附 則

1 この細則は令和5年3月31日から適用する。

附 則

1 この細則は令和6年4月1日から適用する。

附 則

1 この細則は令和8年7月7日から適用する。

(別表)

分類	抹消方法	機器の廃棄等の方法	
(1) マイナンバー利用事務系の領域において住民情報を保存する記録媒体 ※マイナンバー利用事務系：社会保障、地方税、防災、戸籍事務等に関する情報システム及びデータ	破壊	HDD	当該媒体を細断、変形するなどして情報を記録している内部の円盤を物理的に破壊する必要がある。HDD の場合、筐体に対して不適當なサイズの円盤を組み込んでいるものが存在しており、穿孔する際は、円盤を確実に損傷するため多点方式で最下層の円盤まで損傷を与えることができる専用破壊装置を利用する必要がある。
		SSD	当該媒体を細断、変形するなどして情報を記録している内部の円盤を物理的に破壊する必要がある。HDD の場合、筐体に対して不適當なサイズの円盤を組み込んでいるものが存在しており、穿孔する際は、円盤を確実に損傷するため多点方式で最下層の円盤まで損傷を与えることができる専用破壊装置を利用する必要がある。
		USBメモリ	
	除去	光学媒体	メディアシュレッダーやメディアクラッシャー等の機器にて記録層を破壊
		HDD	- 暗号化消去 - ATA コマンドの「SECURITY ERASEUNIT」コマンドを「Enhanced Erasemode」で使用 - SCSI コマンドの「SCSI SANITIZE」コマンドや「SCSI Format」コマンドを使用 - 消磁
		SSD	- 暗号化消去 - ATA コマンドの「BLOCK ERASE」コマンドを使用 - SCSI コマンドの「SCSI SANITIZE」コマンドや「SCSI Format」コマンドを使用 - NVMe (PCIe) コマンドの「NVM Express Format」コマンドや「NVM Express SANITIZE」コマンドを使用
(2) 機密性2以上に該当する情報を保存する記録媒体（上記(1)に該当するものを除く。）	破壊	HDD	当該媒体を細断、変形するなどして情報を記録している内部の円盤を物理的に破壊する必要がある。HDD の場合、筐体に対して不適當なサイズの円盤を組み込んでいるものが存在しており、穿孔する際は、円盤を確実に損傷するため多点方式で最下層の円盤まで損傷を与えることができる専用破壊装置を利用する必要がある。
		SSD	当該媒体を切断するなどして情報を記録している内部のメモリチップを破壊する方法が例として挙げられる。HDD 向けの一般的な物理的破壊方法では、裁断の細かさ等の点からフラッシュメモリ媒体を完全には破壊できないため、専用の破壊装置を使用し、メモリチップを破壊する必要がある。
		USBメモリ	
	除去	光学媒体	メディアシュレッダーやメディアクラッシャー等の機器にて記録層を破壊
		HDD	- 暗号化消去 - ATA コマンドの「SECURITY ERASEUNIT」コマンドを「Enhanced Erasemode」で使用

			・ SCSI コマンドの「SCSI SANITIZE」コマンドや「SCSI Format」コマンドを使用 ・ 消磁
		SSD	・ 暗号化消去 ・ ATA コマンドの「BLOCK ERASE」コマンドを使用 ・ SCSI コマンドの「SCSI SANITIZE」コマンドや「SCSI Format」コマンドを使用 ・ NVMe (PCIe) コマンドの「NVM Express Format」コマンドや「NVM Express SANITIZE」コマンドを使用
(3) 機密性 1 に該当する情報を保存する記録媒体 (HDD、USB メモリ、SSD においては、上記 (2) の抹消方法の選択も可)	破壊	光学媒体	・ メディアシュレッダーやメディアクラッシャー等の機器にて記録層を破壊
	消去	HDD	・ データ抹消ソフトウェア (もとのデータに異なるランダムなデータを 1 回以上、上書きすることでデータを消去するソフトウェア) によりファイルを抹消する方法
		USBメモリ	・ データ抹消ソフトウェア (もとのデータに異なるランダムなデータを 2 回以上、上書きすることでデータを消去するソフトウェア) によりファイルを抹消する
		SSD	・ データ抹消ソフトウェア (もとのデータに異なるランダムなデータを 2 回以上、上書きすることでデータを消去するソフトウェア) によりファイルを抹消する ・ ATA コマンドの「SECURITY ERASEUNIT」コマンドを「Normal Erase mode」で使用方法

和歌山県知事 様

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名

緊急処理報告書

下記のとおり緊急処理を実施したので報告します。
なお、報告に反して緊急処理を実施していなかった場合、本報告書で署名した者は連帯して一切の責任を負います。

記

- 1 契約件名
- 2 緊急処理を行った理由
- 3 緊急処理の実施日時
年 月 日、 時 分
- 4 緊急処理の実施場所
- 5 緊急処理の内容
- 6 報告者以外の処理者（複数で処理を行った場合のみ記述）

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名

(注) 処理をしたと判る資料（写真、データ消去証明書等）を添付すること